

一般社団法人日本卸電力取引所取引規程別紙
「ベースロード市場 値差の補填・徴収の考え方」

2023年8月4日改訂

一般社団法人日本卸電力取引所

1. 値差の補填及び徴収について

(1) 補填額及び徴収額の考え方

値差の補填及び徴収条件並びに値差の補填額及び徴収額を以下のとおり算出し、「(2)補填原資の考え方」で算出する原資の範囲で補填する。補填及び徴収は、エリアごとの取引を対象として、年度単位で算出する。ただし、2022年度受渡し分においては、2022年7月21日から2023年3月31日の取引の補填のみ対象となる。補填及び徴収額は以下のとおりとする。ただし、入札エリアと基準エリアが同一の場合、補填及び徴収の対象としない。

- (ア) 以下の算出値が正の場合、算出値に期間取引量を乗じた額を売りの場合は補填、買いの場合は徴収する。

$$\text{対象価格}^{\ast} \times (1 - \text{閾値}) -$$

$$(\text{BL 約定価格} + \text{期間平均エリアプライス} - \text{期間平均基準エリアプライス})$$

- (イ) 以下の算出値が正の場合、算出値に期間取引量を乗じた額を売りの場合は徴収、買いの場合は補填する。

$$(\text{BL 約定価格} + \text{期間平均エリアプライス} - \text{期間平均基準エリアプライス}) - \text{対象価格}^{\ast} \times (1 + \text{閾値})$$

※対象価格：売手事業者＝注文価格、買手事業者＝約定価格

(2) 補填原資の考え方

値差補填の原資は以下の(ア)(イ)のいずれか小さい方の額に(1)の徴収額を加えた額とする。

- (ア) 各エリアの以下の合計額

$$\Sigma (\text{期間平均} \bullet \text{エリアプライス} \times (\bullet \text{エリア BL 買い約定量} - \bullet \text{エリア BL 売り約定量}))$$

Σ：北海道エリアから九州エリアまでの積算

- (イ) 取引規程第19条に定める市場間約定代金差額（値差の補填分を控除する前の額）。ただし、2022年7月21日から2023年1月18日受渡し分については、総合資源エネルギー調査会第65回制度検討作業部会（2022年5月25日）資料3及び同部会第七次中間とりまとめ（2022年7月14日）の内容に従い、一般社団法人日本卸電力取引所が強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）第1条の規定による電気事業法の改正の施行（令和3年4月1日）前に発生した値差を積み立てている「市場間値差積立金」。